

質問書に対する回答4

件名) 東北自動車道 渡良瀬川橋(北)塗替塗装工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書17-2-2	特記仕様書17-2-2において、『本工事では、乾式工法を用い、鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし、および塗料の素地調整を行うものとする。』とありますが、「鉛等有害物質を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について(厚生労働省労働基準局通達)」の4(1)には『剥離等作業は必ず湿潤化して行うこと。湿潤化が著しく困難な場合は、当該作業環境内で湿潤化した場合と同等程度の粉じん濃度まで低減させる方策を講じた上で作業を実施すること。』となっております。本工事が湿潤化が著しく困難な場合に該当するのは何故でしょうか。見積を提出する上で現場条件を把握するためにもご教示ください。	本工事は河川管理者との協議により、非出水期のみ施工可能な条件となっていること及び、PCBに関連する法令に従い、期限内に適切に処分することを目的とし乾式工法としています。なお、作業環境については、対策を講じることで安全に施工できるものと考えています。
2	特記仕様書17-2-2	上記において当該作業環境内で湿潤化した場合と同等程度の粉じん濃度まで低減させる方策を講じた上で作業を実施する必要があると記載されていますが、本工事受注後にその証明が困難かと思われます。どのようにお考えかご教示ください。	当該工事においては、監督員と協議し作業環境内で湿潤化した場合と同等程度の粉じん濃度まで低減させる方策を計画し、措置を講じてください。
3	特記仕様書17-2-6(8)	特記仕様書17-2-6(8)において、『塗膜除去作業を行う際の安全対策に要する費用のうち環境対策資機材費及び安全衛生保護具については監督員と受注者として協議し定めるものとする。』とありますが、これらについては固定割掛の対象となっております。使用する資機材の種類・数量についての金額変更はどのように行うのかご教示ください。	特記仕様書17-2-6(9)に記載のとおり、安全衛生保護具の数量に変更が伴う場合は、監督員と別途協議します。
4	特記仕様書17-2及び13-1	特記仕様書17-2及び13-1において、乾式工法における既存塗膜の除去及び素地調整1種について、既存塗膜の除去を乾式工法で行った場合、研削材回収時に廃塗膜が混在し、PCB含有廃材扱いとなると思われます。研削材の運搬処分方法について、どのようにお考えかご教示ください。 ①久喜白岡JCT仮置き場への運搬・保管。 ②本工事の乾式工法においては、研削材がPCB含有廃材扱いとならない工法を想定。	研削材も特記仕様書13(1)の「廃塗膜・ケレンかす」に含まれるものとお考えください。また、運搬方法は①久喜白岡JCT仮置き場への運搬・保管です。
5	特記仕様書17-2及び13-1	上記回答が①の場合、研削材の運搬について、想定数量・荷姿(フレコンパック等)をご教示ください。	特記仕様書17-2-6(9)に記載のとおり、576缶・ペール缶及び86缶・ドラム缶を想定しています。